

2020年11月24日
一般財団法人日本規格協会

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS案作成規程に基づき、当該 JIS案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、別添 1～別添 3 の JIS案作成対象テーマについて、制定、改正又は廃止する理由（必要性）及び期待効果、JIS案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS作成予定一覧表として JSA ホームページに掲載いたします。

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

2020年11月24日
一般財団法人日本規格協会

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	制定	C6870-2-30	光ファイバケーブル第2-30部:屋内ケーブル-成端用テープ形光ファイバケーブル品種別通則	Optical fiber cables - Part 2-30: Indoor cables - Family specification for optical fiber ribbon cables for use in terminated cable assemblies	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>光ファイバに関する技術は、近年著しい発展を遂げている。光ファイバに関する技術は、近年著しい発展を遂げている。高速インターネットの普及に伴い、その導入ペースは年々加速されている。光伝送システムの性能とコストは、光ファイバ及びケーブルの特性に依存するところが大きく、光伝送システム構築上の必要性から、光ファイバ及びケーブルに関する標準化が進められてきた。国際的にもIEC及びITU-Tにおいて、多様化する光ファイバ及びケーブルの種類に対応して標準化作業が継続されており、これに対応してJISの制定、改正及び見直しが行われている。</p> <p>この規格は、屋内用テープ形光ファイバケーブルについて規定するもので、JIS C 6839として2003年に制定されているが、この対応国際規格であるIEC 60794-2-30が市場の実態に対応して2019年に改訂されたこと、及び引用している光ケーブルの機械特性試験に関する規格 (JIS C 6851) が2019年に分割され、JIS C 6870-1-2、JIS C 6870-1-21、JIS C 6870-1-22、JIS C 6870-1-23及びJIS C 6870-1-24に移行されたことから、これらの変更に即した内容に改める必要がある。</p> <p>なお、屋内ケーブルの国際規格の番号体系が総則 (IEC 60794-2)、品種別通則 (IEC 60794-2-10、IEC 60794-2-20及びIEC 60794-2-30)となっているのに対し、JISの体系は総則 (JIS C 6870-2)、品種別通則 (JIS C 6870-2-10、JIS C 6870-2-20及びJIS C 6839)となっており、整合していないため、今回、JIS C 6839を廃止し、JIS C 6870-2-30として新たに制定するものである。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>制定することにより、最新の市場実態が反映されるとともに、国際規格との整合性が得られることから、生産の合理化及び取引の円滑化並びに、国際競争力の強化に繋がることが期待される。</p>	<p>主な規定項目は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 適用範囲 引用規格 用語及び定義 種類及び形名 テープ形光ファイバコードの構造 テープ形光ファイバコードの寸法 テープ形光ファイバコードの試験及び要求事項 	JIS C 6839:2008	IEC 60794-2-30:2019, Optical fibre cables - Part 2-30: Indoor cables - Family specification for optical fibre ribbon cables for use in terminated cable assemblies	MOD	<p>第2条の該当号: 第1号、第4号(種類、寸法、品質、構造、試験方法)</p> <p>対象事項: 光ファイバケーブル</p>	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	-	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年1月
JSA	06 電子	制定	C61280-1-4	光ファイバ通信サブシステム試験方法-第1-4部:光源エンサークルドフラックス測定法	Fiber optic communication subsystem test procedures - Part 1-4: General communication subsystems - Light source encircled flux measurement method	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、マルチモード光ファイバリンクで使用される光源のエンサークルドフラックス測定法について規定するものである。</p> <p>クラウドコンピューティング、オンデマンド配信、SNSなど様々な高付加価値ICTサービスの浸透により、膨大なデータを扱うデータセンターは、近年急速に拡大しており、そのデータ通信は、マルチモード光ファイバを用いる低コストで高速大容量な光ファイバリンクによるデータコム技術によって支えられている。</p> <p>このマルチモード光ファイバリンクの損失及び通信特性の特徴付けにおいて、測定の際のばらつき及び測定機器ごとの誤差を低減させるためにマルチモード光ファイバの励振状態を規定する測定基準としてエンサークルドフラックスが開発され、一般的に用いられるようになった。このような背景から、この測定方法の国内での普及及び統一化推進のため、先に制定された国際規格を基礎として、JISを制定する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>規格を制定することにより、データコムの産業において、光ファイバ通信サブシステムの開発・製造が容易になり、取引の円滑化も期待されるとともに、光要素部品を扱う中小企業の振興や、スタートアップの新規参入も促進され、市場の拡大及び日本の産業界の活性化に寄与することが期待される。</p> <p>また、日本製品の品質の高さを広く評価されることにより、国際競争力の強化に繋がることが期待される。</p>	<p>主な規定項目は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 適用範囲 引用規格 用語及び定義 記号 試験装置 試料及び標本 幾何学的校正 測定試験手順 エンサークルドフラックスの計算 結果 仕様情報 附属書A 測定感度の考察 附属書B マイクロポジションを用いた幾何学的校正の理論 附属書C マイクロポジションを用いた幾何学的校正手順 		IEC 61280-1-4:2009, Fibre optic communication subsystem test procedures - Part 1-4: General communication subsystems - Light source encircled flux measurement method	IDT	<p>第2条の該当号: 第4号(試験方法、測定方法)</p> <p>対象事項: 光ファイバ通信サブシステム</p>	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ、ク</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	-	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年1月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C6122-10-5	光増幅器－測定方法－第10-5部:マルチチャネルパラメータ－分布ラマン増幅器の利得及び雑音指数	Optical amplifiers-Test methods-Part 10-5: Multichannel parameters-Distributed Raman amplifier gain and noise figure	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、分布ラマン増幅器のマルチチャネル利得及び雑音指数の評価方法を規定したものであるが、光増幅器の通則であるJIS C 6121が改正される予定(2021年)なので、この改正内容と整合をとるため、改正する必要がある。また、この規格では、ラマン増幅の概要及び応用に関して公表されている標準報告書(TR C 0057:分布ラマン増幅)を参照しているが、TRIは有効期限があるため、いずれは廃止される予定であるが、このTR C 0057は、この規格の技術的基盤となっているもので、その内容は、引き続きこの規格で参照する必要があるため、できるだけ早い時期に附属書(参考)として取り込む必要がある。	【期待効果】 規格を改正することにより、より正確及び高信頼性の測定方法を提供することができることから、分布ラマン増幅器の取引の円滑化に資する効果が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 (a) 用語及び定義を、JIS案作成中のJIS C 6121-1(光増幅器－第1部:通則)の制定内容に合わせて改める。 (b) 略語に、TR C 0057に記載されている用語を追加する。 (c) 附属書JCに、TR C 0057の内容を参考として追加する。		IEC 61290-10-5:2014, Optical amplifiers-Test methods-Part 10-5: Multichannel parameters-Distributed Raman amplifier gain and noise figure	IDT	第2条の該当号: 第4号(測定方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年1月
JSA	06 電子	改正	C6804	レーザー製品の安全－情報伝送のための光無線通信システムの安全	Safety of laser products－Safety of free space optical communication systems used for transmission of information	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、光無線通信システムのレーザー安全について規定したもので、2004年に第1版として発行されたIEC 60825-12を基礎として作成されたものである。当該対応国際規格は親規格(IEC 60825-1)が2014年に改訂されたのを反映して2019年に第2版として改訂されており、その内容は、近年の高出力レーザー機器の市場規模の拡大、人体の目及び皮膚に対する影響の新たな知見による測定条件の変更、最新の技術情報の盛り込みなど、内容が大きく変わっている。また、このJISの親規格であるJIS C 6802(レーザー製品の安全基準)もIEC 60825-1の改訂を受け改正されている。このため、対応国際規格との乖離を防ぐべく、また、JIS C 6802との整合をとり、最近の市場及び技術の実態に即した内容にするため、改正する必要がある。	【期待効果】 光無線通信システムは、自由空間にレーザー光を放射することによって、その目的を達成するため、人体がレーザー光に被ばくする可能性は他のレーザー製品よりも高いことから、最新の安全規格とすることにより、システムの十分な安全性を確保する必要がある。 改正により、市場の実態及び最新の技術を反映した内容となり、安全性の向上が図られ、国民生活の安全確保に資することが期待でき、また、市場の拡大につながることも期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ① 適用範囲について、単体機器に対する要件を明確化するため、LED製品を適用範囲から除外する。 これまではLED製品にもレーザーの安全規格が適用され、過剰な規制がなされてきたが、適用除外により規制が緩和され、より高性能で使い勝手の良い製品開発が期待される。また、機器単体への要求事項を明確化するため、機器単体に対してJIS C 6802を適用するよう明記する。 ② 引用規格にJIS C 6802:2018を追加する。 ③ 用語及び定義の内、1項目を削除し、2項目を追加、1項目を分割する。具体的には「組込形レーザー製品」を削除し、新たに「interlock」「removable laser system」を追加、更に「Nominal Hazard Zone/Extended Nominal Hazard Zone」を項目分割する。 ④ 製造上の要求条件に測定条件を追記する。また、モバイル(携帯)機器に使用される可能性が高い分散光源の制限値に関する追加情報を記載する。		IEC 60825-12:2019, Safety of laser products－Part 12: Safety of free space optical communication systems used for transmission of information	IDT	第2条の該当号: 第1号(安全度)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年1月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

2020年11月24日
一般財団法人日本規格協会

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C6821	光ファイバ機械特性試験方法	Measuring methods for mechanical characteristics of optical fibers	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、光ファイバの機械特性試験方法について規定したものであるが、近年は、現行JISに規定されている試験方法に対し、より正確に測定できる技術による方法が確立されてきている。特にスクリーニングに関しては、現行JISでは、概念的な規定であるのに対し、対応国際規格ではより具体的なパーツに対するの機能が示されているほか、測定精度を上げるための留意点などが示され、より実用的な内容に変更されている。このため、試験装置の技術の進歩に対応し、規格内容の充実を図るため、国際規格を基礎として、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 規格を改正することにより、技術進歩に対応し、また、具体的で実用的な規格内容となるため、光ファイバの品質向上及び取引の単純公正化に寄与することが期待できる。また、国際規格との整合性を高めることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義の箇条を追加する。 ・測定方法の分類、動作定義及び物理的欠陥の箇条を削除する。 ・動的荷重下での引張強度の典型的な試験器具について、引張強度測定より具体的な器具を追加する。 ・引張強度の測定精度を上げるため、光ファイバ把持方法の指針及び応力速度の指針を追加する。		IEC 60793-1-30:2010, Optical fibres—Part 1-30 : Measurement methods and test procedures—Fiber proof test IEC 60793-1-31 : 2019, Optical fibres—Part 1-31 : Measurement methods and test procedures—Tensile strength IEC 60793-1-32:2018, Optical fibres—Part 1-32 : Measurement methods and test procedures—Coating strippability IEC 60793-1-33:2017, Optical fibres—Part 1-33 : Measurement methods and test procedures—Stress corrosion susceptibility IEC 60793-1-34(改訂中), Optical fibres—Part 1-34 : Measurement methods and test procedures—Fibre curl	MOD	第2条の該当号：第4号(試験方法)	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点： いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年1月
JSA	06 電子	改正	C6837	全プラスチックマルチモード光ファイバ素線	All plastic multimode optical fibers	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、コア及びクラッドにプラスチックを使用したステップインデックス形並びにグレーデッドインデックス形マルチモード光ファイバ素線について規定したものであるが、近年の技術進歩により、車載配線用や工業用LAN用途に採用されている品種が出てきたことから、対応国際規格(IEC 60793-2-40)の2020年版では二つの新しい品種が追加され、かつ近年ではあまり使用されていない品種が削除されるなどの改訂があった。このため、改訂された国際規格との整合を図るとともに、市場の実態に合わせるため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 規格を改正することにより市場の実態に合った内容となり、光ファイバの市場拡大に寄与することが期待できるとともに、国際標準との整合性を高めることにより、国際貿易の活性化に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲に、車載配線用及び工業用LAN用途に採用されている品種を追加する。 ・型名及び種類において、PGI-200/490を削除し、PGI-55/490を追加する。 ・光ファイバ素線の詳細仕様において、PGI-200/490を削除し、PGI-55/490を追加する。		IEC 60793-2-40:2020(改訂中), Optical fibres—Part 2-40: Product specifications—Sectional specification for category A4 multimode fibres	MOD	第2条の該当号：第1号、第4号(種類、形状、寸法、性能、試験方法)	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点： いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年1月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

2020年11月24日
一般財団法人日本規格協会

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C6872	光ファイバ - 測定方法及び試験手順 - ビート長	Optical fibers - Measurement methods and test procedures - Beat length (現行名称: Beat length measurement of polarization-maintaining optical fibers)	【制定・改正する理由(必要性)】 光ファイバに関する技術は、近年著しい発展を遂げている。高速インターネットの普及に伴い、その導入ペースは年々加速されている。光伝送システムの性能とコストは、光ファイバ及びケーブルの特性に依存するところが大きく、光伝送システム構築上の必要性から、光ファイバ及びケーブルに関する標準化が進められてきた。国際的にもIEC及びITU-Tにおいて、多様化する光ファイバ及びケーブルの種類に対応して標準化作業が継続されており、これに対応してJISの制定、改正及び見直しが行われている。 この規格は、偏波面保存光ファイバのビート長の測定法を規定したものであり、国際規格に先行して制定されたものであるが、2017年に新規制定されたIEC 60793-1-60を基礎として国際整合を図るため、「Monitoring of SOP using a lateral force」を追記し、改正する必要がある。	【期待効果】 改正することにより、最新の国際規格との整合性が得られ、生産の合理化及び取引化並びに国際競争力の強化に繋がることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験条件の規定を国際規格に整合した内容に改める。 ・一般事項の規定を、簡条として独立させ、国際規格の記述を追加する。 ・試験料の規定を、簡条として独立させ、国際規格に整合した内容に改める。 ・試験方法の規定に、国際規格に規定している「Monitoring of SOP using a lateral force」を追加する。 ・結果の規定を、国際規格IEC 60793-1-60に整合した内容に改める。		IEC 60793-1-60:2017, Optical fibres - Part 1 -60: Measurement methods and test procedures - Beat length	MOD	第2条の該当号: 第4号(試験の方法) 対象事項: 光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年1月

産業標準案作成対象テーマ一覧(廃止)

2020年11月24日
一般財団法人日本規格協会

認定機関	産業標準 作成委員会	制定/ 改正/ 廃止	規格番号	JIS案の名称 (廃止の場合は、現行JISの名称)	JIS案の英文名称 (廃止の場合は、現行JISの英文名称)	廃止する理由	対応する国際規格番号 及び名称	対応する国 際規格との 対応の程度	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始 予定
JSA	06 電子	廃止	C6839	屋内用テープ形光ファイバコード	Indoor optical fiber ribbon cables	<p>この規格は、屋内用光ファイバケーブルのひとつであり、国際規格IEC 60794-2-30を基にして作成された規格であるが、屋内ケーブルのIEC規格の体系が、 総則 : IEC 60794-2、 品種別通則: IEC 60794-2-10, 60794-2-20, 60794-2-30 とあるのに対し、JISの体系は、 総則 : JIS C 6870-2、 品種別通則: JIS C 6870-2-10, 6870-2-20, JIS C 6839 と整合していないため、JIS C 6839をJIS C 6870-2-30として移行するのが望ましい。</p> <p>また、対応国際規格であるIEC 60794-2-30が2019年に改訂されたため、これを反映するにあたり、JIS C 6870-2-30を新規に制定し、この規格を廃止する。</p>	IEC 60794-2-30:2003, Optical fibre cables – Part 2-30: Indoor cables – Family specification for optical fibre ribbon cables	MOD	無	2021年1月